

令和  
5年度

## 糸満市人材育成奨学生 募集

進学の意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給与します。

### 資格条件

- ① 糸満市に5年以上引き続き住所を有する人（糸満市に5年以上住所を有していた人で、就学のため市外に住所を変更した人を含む）、または糸満市に本籍を有する人
  - ② 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学している人
  - ③ 学業成績および素行が優秀で、かつ心身共に健康である人で、学校長の推薦がある人
  - ④ 他から奨学金の貸給与を受けていない人
- ※ 他の奨学金制度と併願はできますが、併用はできません。ただし入学準備金については、他奨学金制度（入学準備金に類するものは除く）と併願・併用が可能です。

### 金額 および 募集人員

#### ■ 貸与額（無利息）

高等専門学校（4、5年次および専攻科）、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する人

|    |       |     |
|----|-------|-----|
| 県内 | 月額2万円 | 若干名 |
| 県外 | 月額4万円 | 若干名 |
| 国外 | 月額4万円 | 若干名 |

#### ■ 給与額

高等学校または高等専門学校（1～3年次）に在学する人

|       |     |
|-------|-----|
| 月額5千円 | 若干名 |
|-------|-----|

高等専門学校（4、5年次および専攻科）、短期大学、大学、大学院または専修学校に在学する人

|       |     |
|-------|-----|
| 月額1万円 | 若干名 |
|-------|-----|

#### ■ 入学準備金（貸与・無利息）

短期大学、大学、大学院または専修学校に入学する人

|        |     |
|--------|-----|
| 上限24万円 | 若干名 |
|--------|-----|

### 受付期間

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

### 受付・問い合わせ

糸満市教育委員会総務課  
☎840-8160

詳しくは、  
お問い合わせください



## 令和5年度 南部振興会奨学生（貸与）募集

募集定員 1名 … 糸満市人材育成奨学生に申請した人の中から1名を推薦

- 資格条件
- ① 南部振興会構成市町村に引き続き1年以上、本籍と住所を有する人
  - ② 学校教育法に定める大学（大学院および短期大学を含む）および、高等専門学校ならびに専修学校の専門課程に在学している人
  - ③ 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって経済上の支障で学業を続けることが困難と認められる人
  - ④ 他の奨学金の貸与を受けていない人

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 貸与額 | 県内大学 | 月額4万円 |
|     | 県外大学 | 月額5万円 |

奨学生に採用した時から、大学の最短修業年限の終期まで ※貸与額に利息は付きません。

受付期間 令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

受付  
問い合わせ 糸満市教育委員会総務課  
☎840-8160

### 奨学金の償還

- (1) 償還開始：貸与期間が終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後から開始する。
- (2) 償還方法：貸与を受けた全額を10年以内に月賦または半年賦とし、指定金融機関の預金口座から自動振替により無利息で返還する。

### 償還金の免除（免除申請書の提出が必要）

奨学金の貸与を受けた人が、卒業後1年以内（特別の事情がある場合は2年以内）に推薦市町村内に就職と住所を有し、5年を経過した時は、申請により償還金の2分の1に相当する額の償還を免除する。



## 糸満市出産・子育て応援事業 （国の出産・子育て応援給付金）について



妊娠、出産、育児に関する不安や困りごとなど、一人ひとりの妊婦や子育て世帯に寄り添う相談支援に合わせて、新たな給付制度が始まります。

糸満市では、令和5年3月に事業開始を予定しています。詳細が決まり次第、広報、ホームページ、糸満市母子保健アプリ母子モにてお知らせします。

### 支給対象

- ① 出産応援ギフト  
妊娠時の給付5万円  
令和4年4月以降に妊娠届出を提出した（する）妊婦（妊娠届出の提出が令和4年4月以降でない場合であっても、令和4年4月以降に出産された人は給付の対象となります）
- ② 子育て応援ギフト  
出産後の給付  
こども1人あたり5万円  
令和4年4月以降に出生した（する）乳児を養育する人（原則、乳児と同居する母または父）

お問い合わせ 健康推進課 ☎840-8126

## 住民税非課税世帯に対する 緊急支援給付金（5万円）期限間近です！

電力・ガス・食品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり5万円を支給しています。

糸満市では、令和4年11月29日付けで受給対象者に対して給付金受給に必要な書類を発送し、必要事項をご記入の上、返送または提出するよう案内しています。

支給金額 5万円  
申込期限 2月28日（火） 必着

返送または提出をしていない場合は給付金を受け取ることができませんので、早めの手続きをお願いします。

お問い合わせ 給付金コールセンター  
0800-200-8232

## 国民健康保険被保険証 切り替えおよび送付のお知らせ

現在、使用されているうぐいす色の被保険者証は、令和5年3月31日までしか使用できません。4月1日からはコスモス色の被保険者証に変わります。そのため、3月から次のとおり被保険者証の切り替えを行います。

市役所窓口切り替えの世帯には、3月上旬にハガキでお知らせします。なお、令和4年度国保税第7期分までを令和5年1月31日期限までに完納した世帯には、被保険者証を3月中に郵送しますので、市役所窓口での切り替えは必要ありません。

保険税の早めの納付をお願いします。また、保険税に未納がある場合は切り替え当日までに納めてください。

お問い合わせ 国民健康保険課 ☎840-8127

窓口混雑を避けるために区域ごとに日程を区分してきます。都合により指定された期日に来所できない場合は、3月31日までに切り替えをお願いします。

### 切り替え日程

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 高嶺地区    | 3月6日（月）～7日（火）                  |
| 兼城地区    | 3月8日（水）～10日（金）                 |
| 三和地区    | 3月13日（月）～15日（水）                |
| 潮崎・西崎地区 | 3月16日（木）～17日（金）                |
| 糸満地区    | 3月20日（月）～23日（木）<br>※21日（火）を除く。 |
| 西川町     | 3月24日（金）                       |

